

センターだより

令和3年4月2日
第211号
和松会地域福祉センター
菊川市猿渡 260-1
TEL0537-73-6525

桜の花がきれいに咲いている中での新年度スタートとなりました。
当地域福祉センターのスタッフは大きな変更なく本年度も「笑顔の一日
引き受けます！」を合言葉に皆様への支援に関わらせて頂きますのでよろ
しくお願い致します。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の不安が続いていますが、感染症対
策については更なる充実を目指しながら確実な対応を心掛け、ご利用頂く
皆様が安心・笑顔で通って頂けるよう取り組みたいと思います。

サービス面では（介護保険サービス）科学的に効果が裏付けされたサービス提供の推進（障
がい福祉サービス）医的ケアへの対応などそれぞれに制度改正に伴い今後の方向性が示され
ておりますので、時間をかけて理解を深め対応していくように致します。

3月のお便りが発行できず大変申し訳ありませんでしたが、2月のお便りでお知らせしま
した制度改正に関わる報酬改定につきましてお知らせさせていただきます。

センター長 山崎哲寛



東棟：介護保険サービス

和松会デイサービスでは（サービス提供時間）として 9：30～16：00 の時間分を基本
料金とさせていただきます。なお、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感
染症への対応分として基本料金に 1/1,000 を上乗せすることとなります。

*送迎は（朝）8：30～9：30（夕）16：00～17：00 で実施致します。

基本料金のうち 各負担割合に応じた額	+	加算料金のうち 各負担割合に応じた額	+	食事関係費 (600円/1食)	=	ご利用料金
-----------------------	---	-----------------------	---	--------------------	---	-------

基本料金		+	加算		+	加算の内容	
要介護 1	788		入浴介助加算 I	40		入浴中の観察を含む介助を行う場合に算定	
要介護 2	874	サービス提供体制強化加算 I	22	有資格者を基準以上に配置し、質の高いサービス提供を維持している場合に算定			
要介護 3	958	介護職員処遇改善加算 I	104 / 1,000	介護職員等のキャリアアップの仕組みを整え、労働環境を改善する目的のために活用できる加算			
要介護 4	1,040	介護職員等特定処遇改善加算 I	31 / 1,000				
要介護 5	1,125						
要支援 1	683						
要支援 2	761						



◎介護保険給付の限度額を超えた部分については全額自己負担（単位数×10円）となります。

◎時間外サービス・・・8：00～8：30の間に通所及び送迎サービスをご利用の方は、
原則3日前までの予約により時間外サービスとして1回250円をご負担頂きます。

西棟:障がい福祉サービス

和松会障がい者デイサービスでは、菊川市・掛川市・御前崎市に在住している障害をお持ちの方を対象に生活介護サービスを行っています。基本営業時間は9:00~15:30、送迎は8:00~17:00の間で時間調整しながら対応させていただきます。

ご利用負担額は介護保険と同様【サービス費】+【加算】+【食費】となり、サービス費と加算部分の1単位を10円として算出した金額の原則1割が負担額となりますのですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1ヶ月分の負担上限額となりますので、記載されている金額以上にご負担頂くことはありません。食事サービス費は1食600円ですが、軽減措置が適応される方は1食330円となります。

なお、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応分としてサービス費に1/1,000を上乗せすることとなります。

サービス費		+	加算		加算の内容
支援区分2	546		人員配置体制加算Ⅱ	181	通常より手厚い人員配置を行っている場合に算定 (Ⅱ) 前年利用平均人数に対して2:1の比率
支援区分3	599		福祉専門職員配置等加算Ⅰ	22	常勤生活支援員のうち有資格者を基準以上に配置し、質の高いサービス提供を図っている場合に算定
支援区分4	669		常勤看護職員等配置加算Ⅰ・Ⅲ	(Ⅰ) 28 (Ⅲ) 84	看護職員の配置人数と基準に定められるケアを要する方が利用の場合に算定
支援区分5	964		初期加算	30	サービス利用開始から30日間の利用毎に算定
支援区分6	1,288		訪問支援特別加算	187	連続して5日間利用しなかった時に居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定
			欠席時対応加算	94	急病等により利用を中止した際に連絡調整、相談援助を行った場合に算定
			食事提供体制加算	30	保険者に算定が認められた方へ食事を提供した場合に算定
			送迎加算Ⅱ(重度)	(Ⅱ) 10 (重度) 28	片道につき算定、基準の条件を満たしている場合は(重度加算)も併せて算定
			福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	44 /1,000	福祉・介護職員等のキャリアアップの仕組みを整え、労働環境を改善する目的のために活用できる加算
			福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	14 /1,000	



令和2年度 苦情受付状況

前年度は地域福祉センターとしての苦情受付はありませんでしたが、ミスによりご迷惑をおかけすることがありました。皆様のご意見ご要望を資質向上の機会とし今後も誠意をもって取り組んでまいりたいと思えます。

**皆さんの共同制作！
素適な壁面飾りが出来上がりました。**

